

健生衛発1228第5号  
令和5年12月28日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への建築物における衛生的環境の確保  
に関する法律における対応について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政  
調査会決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に  
おいて、代表的なアナログ規制7項目(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常  
駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制等の見  
直しが求められています。

これを受けて、今般、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第  
20号。以下「建築物衛生法」という。)等に関し、法令及び通知上の解釈の明確化を図ること  
とされている事項等について、下記のとおり整理しましたので通知します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく  
技術的助言である旨申し添えます。

## 記

### 第1 建築物衛生法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

#### 1 目視規制

建築物衛生法第7条の15第1項に基づく登録講習機関(建築物衛生法第7条の6第1  
項に規定する登録講習機関をいう。)に対する立入検査、建築物衛生法第9条の12第1  
項に基づく指定試験機関(建築物衛生法第8条第3項に規定する指定試験機関をいう。  
)に対する立入検査及び建築物衛生法第12条の9第1項に基づく指定団体(建築物衛生  
法第12条の6第2項に規定する指定団体をいう。)に対する立入検査の方法については、  
施設等に立ち入って検査等を行う従前の手段のほか、デジタル技術を活用することが効



果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段も含まれるものとする。

また、建築物衛生法第11条第1項に基づく都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)による特定建築物に対する立入検査及び建築物衛生法第12条の5第1項に基づく都道府県知事による登録営業所(建築物衛生法第12条の3に規定する登録営業所をいう。以下同じ。)に対する立入検査についても同様の扱いとする。

## 2 定期検査

本項目については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定)における「見直しの概要」が「新たな規制のあり方を検討」とされていることから、デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会において検討を行っているところであり、同検討会の結論を踏まえて追って通知する。

## 3 対面講習及び往訪閲覧

本項目については、各監督者講習等登録機関の長宛て別添1のとおり通知しているので、その旨了知すること。

## 第2 建築物衛生法の関係告示等

### 1 目視規制

管の損傷、さび及び水漏れに関する目視による確認については、直接当該場所に赴いた上での肉眼による確認のほか、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、カメラ撮影などのデジタルツールにより情報を取得した上で異常の有無を確認することも含まれると考えられるが、デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会の検討結果を踏まえ、「建築物環境衛生維持管理要領」(平成20年1月25日健発第0125001号)の改正も含めて必要な措置を講じる予定である。

### 2 定期検査

本項目については、第1の2と一体的に取り組む必要があるため、デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会において検討を行っているところであり、同検討会の結論を踏まえて追って通知する。

### 3 常駐専任

登録営業所における人的要件である清掃作業監督者等について、事業協同組合である場合には、「常勤、専任のものでなければならない」とされていたところ、デジタル原則を踏まえ、これを改めるとともに、その他の留意事項も含め所要の見直しを行うこととし、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」(平成14年3月26日健衛発第0326001号)を別添2のとおり改正する。

#### 4 対面講習

防錆剤管理責任者のための講習に関して、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段等も含まれるものとし、「防錆剤管理責任者の資格について」(平成14年3月26日健衛発第0326002号)を別添3のとおり改正する。

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
令和5年12月28日

各監督者講習等登録機関の長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への建築物における衛生的環境の確保に関する法律における対応について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、代表的なアナログ規制7項目(目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制)に関する規制等の見直しが求められています。

これを受けて、今般、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)等における「対面講習」及び「往訪閲覧」に係る規制等に関して、法令及び通知上の解釈の明確化を図ることとされている事項等について、下記のとおり整理しましたので通知します。

## 記

### 1 対面講習

#### (1) オンラインによる監督者講習等の取扱い

建築物衛生法第7条第1項第1号に基づく建築物環境衛生管理技術者資格取得講習、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。)第25条第2号に基づく清掃作業監督者講習・再講習、第25条第3号に基づく清掃作業従事者研修、第26条第2号に基づく空気環境測定実施者講習・再講習、第26条の3第2号に基づくダクト清掃作業監督者講習・再講習、第26条の3第3号に基づくダクト清掃作業従事者研修、第28条第4号に基づく貯水槽清掃作業監督者講習・再講習、第28条の3第4号に基づく排水管清掃作業監督者講習・再講習、第28条の3第5号に基づく貯水槽清掃作業従事者研修、第29条第3号に基づく防除作業監督者講習・再講習、第29条第4号に基づく防除作業従事者研修、第30条第2号に基づく統括管理者講習・再講習及び第30条第5号に基づく空調給排水管理監督者講習・再講習に関して、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、

オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段等も含まれるものとします。

## (2) オンラインによる監督者講習等を行うに当たっての各手続段階における留意事項

### ア 受講申込時について

受講申込についてオンライン手続とする場合(オンライン手続と郵送・窓口手続のいずれも可能とする場合を含む。)は、申請情報等の電子的情報に係る情報セキュリティ対策を適切に講じる必要があります。

### イ 講習実施時について

オンラインによる監督者講習等を行う場合であっても、建築物衛生法第7条の8及び施行規則第25条の8第1項(第26条の2第3項、第26条の4第3項、第28条の2第3項、第28条の4第3項、第29条の2第3項及び第30条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく監督者講習等の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)で定めた講習科目、講習時間及び講師の要件等を満たした上で、教本等必要な教材を用いて行うとともに、受講者が受講した事実を適切に確認する必要があります。

### ウ 修了証の発行等について

修了証について、デジタル発行とする場合(デジタル発行と紙媒体での発行を選択的に可能とする場合を含む。)は、電子証明書等の電子的な真正性の担保に留意してください。

### エ その他の留意事項

オンラインによる監督者講習等を実施する場合は、業務規程を変更し、変更した業務規程に基づいた監督者講習等の業務を開始する前に、厚生労働大臣に届け出る必要があります。その際、受講者の本人確認、受講者からの質疑への対応、なりすまし等の不正により受講した者に対する措置に係る規定は必ず記載してください。

## 2 往訪閲覧

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条の10等に基づき、備え付けが義務付けられている財務諸表等については電子化(紙ファイルのPDFスキャンでも可)していただくとともに、同条第2項に基づく閲覧等については、申請から閲覧等までをインターネットで完結する措置、当該財務諸表等をホームページで公開する等の措置を、貴機関の可能な範囲で順次講じていただくようお願いいたします。

以上

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について(平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号)  
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 登録基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 留意事項</p> <p>登録基準の内容は、規則第 25 条から第 30 条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。</p> <p>(1) 登録業全体について</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。</u> また、同一の者を 2 以上の営業所又は 2 以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が 1 年に 1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。<u>各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例は別添1から別添5までのとおりである。</u>さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとする<del>ことが望ましい。</del></p> <p>なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 登録基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 留意事項</p> <p>登録基準の内容は、規則第 25 条から第 30 条までに示されているところであるが、なお次の点に留意されたいこと。</p> <p>(1) 登録業全体について</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 同一の者を 2 以上の営業所又は 2 以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が 1 年に 1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとする<del>ことが望ましい。</del></p> <p>なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。</p>

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

1)・2) (略)

3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

4) (略)

ク・ケ (略)

(2)～(5) (略)

第4・第5 (略)

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

1)・2) (略)

3) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

4) (略)

ク・ケ (略)

(2)～(5) (略)

第4・第5 (略)

(新設)

別添1

清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能/機器の目的と機能/ごみ収集/ほこりや汚れの取り方/タオル、乾式モップ、ほうきの使い方/真空掃除機、床みがき機の使い方/洗浄の種類と目的/主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成/洗剤使用上の注意/洗剤と洗浄剤の環境への影響/床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方/廃棄物処理の目的/廃棄物処理作業の流れ/処理作業の要点と注意事項/廃棄物集積所の整理整頓	60分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害/作業安全のための注意/第三者に対する配慮、労働衛生	60分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的/建築物の清掃と環境衛生/清掃技術の発達/建築物衛生法と登録制度	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚/作業上の注意事項/サービス精神とマナー/団体行動と人間関係/個人情報保護法	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用方法 (床材別)	弾性床材/硬性床材/繊維床材/木質床材/繊維床材の特徴/カーペット床の維持管理/最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
機械器具・資材の使用方法 (場所別)	玄関まわりとロビーの清掃/廊下、階段の清掃/エレベータ、エスカレータの清掃/外周、その他の清掃/最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害/作業安全のための注意/建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法/下水道法/水質汚濁防止法	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚/作業上の注意事項/サービス精神とマナー/団体行動と人間関係/個人情報保護法	60分
環境問題	廃棄物/洗剤や床維持剤の廃液 等	60分
最新技術の動向	最新技術の動向	60分



(新設)

別添2

ダクト清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年日以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原理	清掃方法/使用機器/ダクト清掃概略図	40分
ダクト清掃要領	ダクト清掃工程/ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	110分
安全及び衛生	作業ルールの遵守/作業マナー/作業の安全と衛生/作業の安全衛生/作業従事者の健康管理/安全・衛生の対策	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正/空気調和用ダクト清掃業	60分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的/作業従事者としての自覚/共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは/換気/空気調和機/加湿器/空気調和用ダクト/ダクト付属品/吹出口、吸込口/端末風量制御ユニット/図面の見方	90分

2年日以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原理	清掃方法/使用機器/ダクト清掃概略図/使用機器の選定	50分
ダクト清掃要領	ダクト清掃の計画と具体例/ダクト清掃工程/ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	100分
安全及び衛生	作業の安全衛生/作業従事者の健康管理/安全・衛生の対策/現場での安全衛生(リスクアセスメント、KYK)	40分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正/空気調和用ダクト清掃業/ダクト清掃の目的/健康的な室内環境	30分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的/作業従事者としての自覚/共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは/換気/空気調和機/加湿器/空気調和用ダクト/ダクト付属品/吹出口、吸込口/端末風量制御ユニット/空気調和設備の実際とダクト清掃作業	100分
ダクト汚染と診断方法	ダクト汚染/空気調和用ダクト内部の汚染物質/汚染の実態/汚染診断方法/汚染診断の計画と具体例	60分
最新技術の動向	最新技術の動向/空気調和用ダクト以外のダクト清掃	40分

(新設)

別添3

貯水槽清掃作業従事者研修カリキュラム例

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年日以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い/作業計画及び作業の実際 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定/塗装の種類と方法/塗装に必要な機器/貯水槽塗装の手順と注意/塗装作業の安全対策/塗装後の消毒及び水質検査/留意点	60分
貯水槽の消毒方法(貯湯槽含む)	飲料水と人の健康/病原性微生物と健康影響/化学物質と健康影響/人体と水/飲料水の衛生と管理/消毒の意義と定義/消毒方法/消毒時における留意点/消毒剤の規格/水の消毒方法/消毒液の作り方/残留塩素の測定方法	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施/作業中の事故防止/緊急時の処置/作業報告書の作成	60分
建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令/労働安全を基準とした関係法令/構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的/マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造/関連機器の名称と機能	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い/作業計画及び作業の実際/給水設備の維持管理 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定/塗装の種類と方法/塗装に必要な機器/貯水槽塗装の手順と注意/塗装作業の安全対策/塗装後の消毒及び水質検査/留意点	60分
貯水槽の消毒方法と感染症対策	消毒の意義と定義/消毒方法/消毒時における留意点/消毒剤の規格/水の消毒方法/消毒液の作り方/残留塩素の測定方法/各感染症(レジオネラ症)	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施/作業中の事故防止/緊急時の処置/作業報告書の作成/電気の取扱い	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令/労働安全を基準とした関係法令/構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的/マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造/関連機器の名称と機能	60分

貯湯槽の清掃方法	給湯設備の概要／貯湯槽清掃の意義／温度の管理／清掃方法／水質管理	60分
----------	----------------------------------	-----

(新設)

別添4

排水管清掃作業従事者研修カリキュラム例

〈カリキュラムの考え方〉

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 —点検診断・検査—	点検診断・検査の目的と用語の定義／清掃業務と点検診断・検査／点検診断の対象と項目／点検診断方法と評価基準／検査の項目・方法・評価基準	60分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	排水管洗浄の対象範囲と用語の定義／排水管洗浄方法／排水器具・器具排水管の洗浄方法／高圧洗浄の作業方法／高圧洗浄の原理／高圧洗浄装置／排水管の清掃 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／トラブル事例と対策	60分
建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 —点検診断・検査—	排水管調査の方法と報告書の作成事例／内視鏡最新機器の現状及び使用方法	90分
機械器具の種類と使用方法 —清掃実務—	機械的洗浄方法—高圧洗浄方法、ワイヤ式、圧縮式、ロッド式の使用方法和注意事項／化学的洗浄方法—アルカリ性洗浄剤、酸性洗浄剤の使用方法和注意事項／ディスプレイ付マンションと一般マンションの清掃方法と注意事項 ※必要に応じて実技訓練を行う。	150分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／トラブル事例と対策	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分

排水槽及びグリース阻集器の 清掃方法概論	排水槽及びグリース阻集器の維持管理方法／廃棄物の適 正処理／トラブル事例と対策	60分
業務管理一般論	機械的洗浄方法及び化学的洗浄方法における事前作業及 び事後作業の重要性／標準作業仕様	60分

## 防除作業従事者研修カリキュラム例

〈カリキュラムの考え方〉

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

## 1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分

## 2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤(殺鼠剤・殺虫剤)の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分

(新設)

建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物/建築物内部で生息する有害生物/建物外部からくる有害生物	60分
ネズミ害虫防除概論	ネズミ害虫防除の必要性/防除とはどのようなことをいうのでしょうか/IPM/PCOの役割/ネズミ害虫防除の方法/ネズミ害虫防除の進め方	60分
害虫ごとの生態と防除	ネズミ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫(食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか)の種類と生態/各害虫の対策の進め方/各害虫の維持管理水準	120分

別記様式第 1 号～第 6 号 (略)

別記様式第 1 号～第 6 号 (略)



防錆剤管理責任者の資格について（平成 14 年 3 月 26 日健衛発第 0326002 号）  
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>防錆剤管理責任者の資格は次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の基準に適合する防錆剤管理責任者のための講習を終了した者 (1)～(6) （略）</p> <p>(7) 運営が適正に行われること。<u>その際、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オンライン会議システム等を活用したオンライン方式による手段等も含まれるものであること。</u></p>	<p>防錆剤管理責任者の資格は次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の基準に適合する防錆剤管理責任者のための講習を終了した者 (1)～(6) （略）</p> <p>(7) 運営が適正に行われること。</p>